## ハルハン大王と寧海王イスマーイールの令旨碑

舩田善之

## はじめに

モンゴル帝国の中国支配のあり方を考察するにあたって、ハーン Qayan を筆頭とするモンゴル統治層が発令した命令文が重要な史料群となることは疑いを容れない。この史料群は早くから注目されてきており、杉山正明が「モンゴル命令文」の総合的研究を提唱して以来、全体像の把握と整理、それに基づく研究の進展がみられる。

各種の言語・文字の「モンゴル命令文」のうち、モンゴル帝国の中国支配を解明するために重要な位置を占めるのが、モンゴル語と漢語で記録されたものである。モンゴル語の命令文については、モンゴル語が統治者自身の母語であったため、モンゴル帝国史研究における最重要史料に位置づけられる。また、件数もさほど多くないことなどから、全体像の把握と精度の高い史料集成がすでに行われている<sup>2</sup>。

他方、モンゴル語の命令文を一定のルールで漢語に「直訳」したいわゆる「モンゴル語 直訳体」の命令文については、かなりの分量が伝存している<sup>3</sup>。そのうち、石刻の形で記録・ 保存された史料群<sup>4</sup>については、シャヴァンヌや馮承鈞の収集を経て、蔡美彪が 94 件を集成

<sup>「</sup>杉山正明「モンゴル命令文研究導論――真定路元氏県開化寺聖旨碑の呈示をかねて――」『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、2004年、372-375頁(初出は『内陸アジア言語の研究』5、1990年)。なお、舩田善之「「霊巌寺執照碑」碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『アジア・アフリカ言語文化研究』70、2007年、82-86頁において、研究史を整理しているので参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 代表的なものとして、以下の成果を挙げておく。Poppe, N.N., The Mongolian Monuments in hP'ags-pa Script. Second Edition translated and edited by Kruerger, John R., Wiesbaden, Otto Harrassowitz, 1957. 照那斯図『八思巴字和蒙古語文献 II 文献匯集』東京:東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1991 年。松川節「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29、1995 年。同「13~14 世紀モンゴル文碑刻リスト(増訂版)」森田憲司編『13、14 世紀東アジア諸言語史料の総合的研究——元朝史料学の構築のために』平成16 年度~平成 18 年度科学研究費補助金基盤研究 B 研究成果報告書(課題番号:16320099)、2007 年(初出は「13-14 世紀モンゴル文碑刻リスト」『13、14 世紀東アジア史料通信』 4、2005 年)。呼格吉勒図・薩如拉『八思巴字蒙古語文献匯編』呼和浩特:内蒙古教育出版社、2004 年。D. Tumurtogoo, ed. (with the Collaboration of G. Cecegdari), Mongolian Monuments in Uighur-Mongolian Script (XIII-XVI Centuries): Introduction, Transcription and Bibliography. Taipei: Institute of Linguistics, Academia Sinica, D. Tumurtogoo, ed. (with the Collaboration of G. Cecegdari), Mongolian Monuments in 'Phags-Pa Script: Introduction, Transliteration, Transcription, and Bibliography. Taipei: Institute of Linguistics, Academia Sinica, 2010.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 漢語文言による命令文も多数伝存しているが、これらは、臣下が起草したものである。これに対して、「モンゴル語直訳体命令文」は、モンゴル語の原文が存在している/いた点、そしてそれが再構できる範囲で翻訳している点から、モンゴル統治層の直接のことばとして扱うことが可能である。

<sup>4</sup> もちろん、すべての命令文が石刻の形で記録・保存されたわけではない。多くの命令文は文書のままで 伝達され、ある一部が典籍に収録され、ある一部が刻石されたのである。しかしながら、モンゴル語直訳 体の命令文は、完全な文書の形で伝存しておらず、このことが史料状況を大きく制約する。また、特定の モンゴル語直訳体の命令文が発令・伝達の過程を経て、最終的に刻石された背景には、発令者・伝達者や 受領者らの強い意図があったとみなさざるを得ない。つまり、刻石の事実自体によって、その命令文のも つ歴史的意義は、それ以外の命令文と区別されるのである。この意味で、モンゴル語直訳体碑文の史料群 は、モンゴル統治層による中国統治において、重要な価値をもつということができる。

した。その後、多くの研究者が蔡美彪の集成に基づいて研究を進めていたが、1990 年代以降、新たな史料が公刊・発見されるようになった。この史料状況の変化を受けて、祖生利が 2000 年に提出した博士論文は、大幅増補の上、118 件を収録している<sup>5</sup>。なお、中国では、馮承鈞以来「白話碑」の呼称が定着している。しかし、大量の白話語彙を用いているものの、その言語は純粋な白話とは異なるため、筆者は、「モンゴル語直訳体碑文」と呼んでいる。

祖生利の集成の後も、中国における考古文物の調査・研究が進展するのに伴い、多くの直訳体碑文が新発見・再発見されており、また、史料公開と史料集刊行が進展している。 筆者は、祖生利とこれら史料群の増補・集成作業を協力して進めており<sup>6</sup>、現段階で収集した件数は約140件に達している。

## 1. 令旨碑の紹介

本稿の目的は、祖生利による集成にも収録されていない、二通の直訳体碑文を紹介し、その全文の移録と校勘を提示することである<sup>7</sup>。その二通の碑文とは、表題に掲げている「ウマ年ハルハン大王令旨碑」と「イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑」である。ハルハン\*Qalqan(哈魯罕)大王と寧海王イスマーイール Ismā'īl(亦思馬因、亦思蛮)は、ともにチンギス=ハン Činggis qan の叔父ダーリタイ=オッチギン Dayaritai Otčigin~Daritai Otčigin(答里真、荅阿里台=斡爾赤斤)の後裔諸王であり、この王家は寧海州(現在の中国山東省煙台市・威海市一帯)に分地を有していた<sup>8</sup>。この二通の令旨も、分地の寧海州の境域にあった崑嵛山(昆嵛山)煙霞洞神清宮の道士に発給したものである。

厳密に言えば、この二通の令旨は、新史料ではない。すでに中華民国 25 年 (1936) の序をもつ『牟平縣志』の巻 10「文獻志 4・雜志・軼事・元代令旨」(21a-22b) に全文が移録されていたからである。しかしながら、『石刻史料新編』第 3 輯第 27 冊 (台北:新文豊出版社、1986年) に収められる『牟平金石志』は、『牟平縣志』巻 9「文獻志・金石」のみを対象とするに止まったため、この二通の令旨碑は『石刻史料新編』から漏れてしまった。また、他の金石志・地方志・史料集成もこの二通の令旨碑に言及することがなかった。これらの事由により、長く研究者の目にとまることがなかったと思われる。

ところが、近年になって、王宗昱が『牟平縣志』に依拠して両令旨の録文を史料集に収

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> CHAVANNES, Éd., "Inscriptions et piéces de chancellerie chinoises de l'époque mongole." *T'oung Pao*, sér.2, V: 357-477; VI: 1-42; IX: 297-428 + 30pls. 馮承鈞『元代白話碑』上海:商務印書館、1933 年。蔡美彪『元代白話碑集録』北京:科学出版社、1955 年。祖生利『元代白話碑文研究』北京:中国社会科学院博士論文、2000 年

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 初歩的な成果として、祖生利・舩田善之「元代白話碑文的体例初探」『中国史研究』2006-3、2006 年がある。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 令旨そのものに対する分析、それに基づく考察については、別途論文を準備中である。

<sup>8</sup> ダーリタイ=オッチギン王家とその分地をめぐる問題については、松田孝一「窩閣台汗の「丙申年分撥」 再考(1)――「答里真官人位」の寧海州分地について――」『西域歴史語言集刊』4、2010年で詳しい論 証が加えられている。

録したことにより<sup>9</sup>、研究者の注目を喚起するに至り、張広保や筆者がこの二通の令旨を利用した研究を公表した<sup>10</sup>。王宗昱の広範な史料の博捜に敬意を表したい。なお、張広保は、モンゴルの王族が全真教を保護・信奉した事象を考察の主眼に置いているため、一つの事例として掲げるに止まっており、また碑刻としての分析は行っていない。したがって、この令旨二通の厳密な録文の提示とこれに基づく本格的な石刻研究が求められている。筆者は、口頭発表において、令旨の発令年代を比定し、ダーリタイ王家の問題、両令旨の価値と意義などについて議論し、現在、その論文を準備中である。本稿は、その議論の基盤をあらかじめ公刊しておくことも企図している。

さて、本格的な石刻研究に際して、可能な限り、原石、ないしその忠実な複写である拓本、または原石・拓本の写真版(碑影・拓影)に基づくことが求められる。筆者は、王宗昱『金元全真教石刻新編』によって、両令旨の存在に気づいて以来、関連情報の収集に努めていた。しかしながら、「ウマ年ハルハン大王令旨碑」が煙霞洞神清宮山門内にあり、「イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑」が唐四仙姑石龕内西壁にあるとする、『牟平縣志』の説明以上の情報を得るに至らず、現状については不明のままであった。その後、筆者は、2008年10月10日・11日に中国山東省煙台市牟平区で開催された国際会議「斉魯文化与昆嵛山道教国際学術研討会」に参加する機会を得た。そして、幸いなことに、エクスカーションに煙霞洞・神清観が組み込まれていたのである。国際会議に先だって、改めて情報を収集したところ、ウェブサイト『山東牟平全真文化論壇』「及び直前に入手し得た『中国文物地図集」山東分冊』「2により、残碑が現存することが判明した。

国際会議では、10月11日午前がエクスカーションに充てられた。大金貞佑元年(1213) 創建の神清宮は、王喆(王重陽)が「全真七子」を教導したと伝えられる昆嵛山煙霞洞の 下に建てられていた。東祖庭に位置づけられる、全真教屈指の重要な道観である。しかし、 すでに倒壊し、一部の残壁・基礎がわずかに残るだけであった。その後、その跡地に神清 観が再建され、2008年4月26日に完成の式典が執り行われた。主殿の三清宝殿前左手に「ウ マ年ハルハン大王令旨」残碑が安置されている<sup>13</sup>。神清観の東側が唐四仙姑祠堂の跡地で、

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 王宗昱『金元全真教石刻新編』北京:北京大学出版社、2005 年、16 頁、63 頁。なお、山東牟平全真文化研究中心の劉学雷がウェブサイト『山東牟平全真文化論壇』(http://www.muping.gov.cn/qz/) において、「唐四仙姑石龕令旨碑碑文」(http://www.muping.gov.cn/qz/onews.asp?id=269、2008 年 9 月 8 日付)及び「昆嵛山元代令旨碑碑文」(http://www.muping.gov.cn/qz/onews.asp?id=279、2008 年 9 月 16 日付)として全文の録文を公開している。

<sup>10</sup> 張広保「蒙元時期宗王・世侯対全真教的護持与崇奉」『金元全真教史新研究』香港:青松出版社、2008年、407-406頁(のちに趙衛東主編『間道昆嵛山――斉魯文化与昆嵛山道教国際学術研討会論文集』済南:斉魯書社、2009年に再録)。舩田善之「両通寧海王令旨与蒙元時期的昆嵛山全真道」斉魯文化与昆嵛山道教国際学術研討会(於中国山東省煙台市牟平区)、2008年(要旨:『斉魯文化与昆嵛山道教国際学術研討会会議手冊』)。同「モンゴル諸王・道士・地方官――モンゴル時代寧海州の石刻史料の分析を通じて――」第58回東北中国学会大会(於東北大学)、2009年(要旨:『集刊東洋学』102号、2009年)。
11 前注9参照。

<sup>12 「</sup>ウマ年ハルハン大王令旨碑」のみを著録するが、1246年にドレゲネ Döregene が発令した「懿旨」と誤る(国家文物局編『中国文物地図集 山東分冊』(全2冊)北京:中国地図出版社、2007年、下冊、231頁)。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 牟平の旧県城内にある張顔山故居の陳列室に同碑の複製が展示されている。

こちらも再建を計画中とのことで、すでに基礎工事が終了した状態であった。翌12日には、 劉学雷氏(山東牟平全真文化研究中心)の手配により、再び神聖観に赴いて石刻調査を実施することができた。その際、唐四仙姑祠堂跡の西北に集積された石刻の中に、「イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑」の残碑が含まれていることを確認し、令旨本文を検分することができた。

残念ながら、両碑とも残碑であり、全文を原石に基づくことはできない。しかしながら、 原石を実見したことによっていくつかの収穫を得ることができた。例えば、残存部分の字 句によって、『牟平縣志』録文の誤りを修正することができ、また、行数及び一行あたりの 字数もおおよそ再構できた。さらに、「イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑」が令旨本文の 上截と題名の下截から構成されることも、『牟平縣志』からは知られなかった知見である。 以下に、両碑の情報と録文・校勘を掲げる。ともに下記の凡例に従っている。

## 凡例

文:原石では、摩耗などにより、判別が不可能あるいは困難であるが、『牟平縣志』や文字 の残存部分から、補った文字。

|字|:原石に残っていない部分を『牟平縣志』によって補った文字。

# 2. ウマ年ハルハン大王令旨

文書書式:令旨

発令者:ハルハン\*Qalqan(哈魯罕)大王

**発令年月日**:馬兒年(1294年、至元三十一年)七月初四日<sup>14</sup>

書写地:黒龍江

石刻現存地:煙台市牟平区神清観三清宝殿前左手15

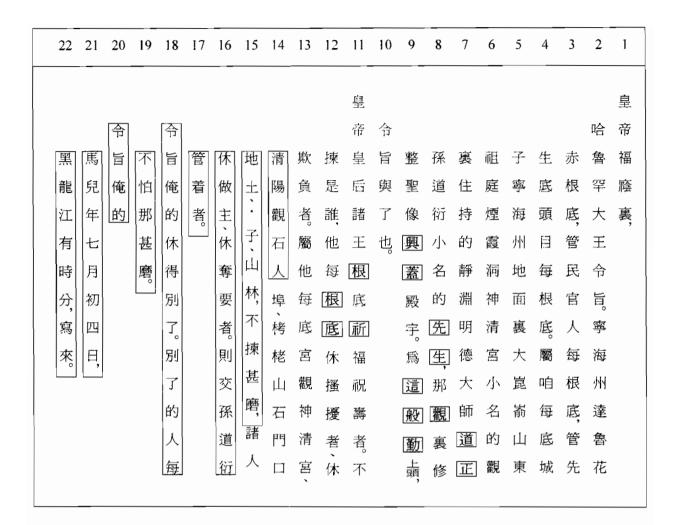
**現状**: 残碑。左部が大きく欠けている。別の亀趺の上に横たえる形で安置されている。縦 約 44cm。横は不明で、残存部分は約 41cm<sup>16</sup>。22 行(推定) 12 字(擡頭行は 13・14 字)。上部は 13 行目までの、下部は 15 行目までが残っている。

移録: 中華民国 25 年 (1936) 序『牟平縣志』巻 10「文獻志 4・雜志・軼事・元代令旨」21a-22a; 王宗昱『金元全真教石刻新編』北京:北京大学出版社、2005 年、63 頁

<sup>14</sup> 年代比定については、準備中の論文で詳しい考証を提示する。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 『牟平縣志』は、煙霞洞神清宮山門内に存すると伝える。従来は山門の内壁に鑲嵌されていたものと推測される。

<sup>16</sup> 国家文物局編『中国文物地図集 山東分冊』(全2冊)北京:中国地図出版社、2007年、下冊、231頁。



## 校勘

1.1: 福廕: 『牟平縣志』・『金元全真教石刻新編』はともに「福蔭」に作る。

1.6:煙霞洞:『牟平縣志』・『金元全真教石刻新編』はともに「烟霞洞」に作る。

1.14: 栲栳山:『牟平縣志』・『金元全真教石刻新編』はともに「栲栲山」に作る。

11.18-19: 令旨俺的休得別了別了的人毎不怕那甚磨:『金元全真教石刻新編』はこれを欠く。

#### 3. イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑

文書書式:令旨

発令者:寧海王イスマーイール Ismā'īl (亦思馬因)

**発令年月日**: 狗兒年(1310年、至大三年)七月十七日<sup>17</sup>

書写地:上都

石刻現存地:煙台市牟平区神清観東側唐四仙姑祠堂跡18

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 前注 13。

現状: 残碑。左部・下部が大きく欠けている。石刻集積区画に横たえて安置される。縦横 ともに不明で、残存部分は縦53~56cm、横33~36cm。上截令旨,下截題名。上截刻 字部分罫線は縦約30cmで、23~25行<sup>19</sup>(推定)7字(擡頭行では8・9字)。

移録: 中華民国 25 年 (1936) 序『牟平縣志』巻 10「文獻志 4・雜志・軼事・元代令旨」22a-22b; 王宗昱『金元全真教石刻新編』北京:北京大学出版社、2005 年、16 頁

24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 5 6 4 3 2 1 皇 令 令 令 帝 [生] 上 狗 旨 立 處 旨 底 人 寓 的 [來] 在 煙 旨 姓 赤 旨 海福 兒 每 宮 宮 與 崑 每 寧 都 丨的 唐 真 唐 先 霞 官 王 廕 也 石 上 他 年 者 就 了 有 |觀| 先 觀 這 守 資 頭 在 四 [丘] 洞 嵛 根 人 海 亦 裏 時 煙 裏 生 先 |明| |神| 神 山 底 每 州 思 七 磨 有 化 |他| 前 也 仙 月 道 霞 |有| 每 德 教 生. |的| 順 |根||德 |仙| 清 裹 省 根達 馬 分 |姑| 與 更 諭 因 寫 洞 |的| 每 名 道 底 有 底 魯 + |行 |這 |行 |有 |曾| 宮 來。 齟 別 來 隋 根 贈 高 裏 的 的 百 花 令 七 過 日

## 校勘

1.1:福廕:『牟平縣志』・『金元全真教石刻新編』はともに「福蔭」に作る。

1.2: 寧海王: 『牟平縣志』・『金元全真教石刻新編』はともに「寧海州」に作る。

JI.4-5:百姓毎根底:『牟平縣志』·『金元全真教石刻新編』はともにこれを欠く。

【謝辞】本文でも言及したように、「ウマ年ハルハン大王令旨碑」・「イヌ年寧海王イスマーイール令旨碑」残碑の調査に際しては、山東牟平全真文化研究中心の劉学雷氏に多大な便宜をはかって頂いた。ここに改めて深甚の謝意を表したい。

<sup>18 『</sup>牟平縣志』は、唐四仙姑石龕内西壁に存すると伝える。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 移録 15 行目の「底」が、「ウマ年ハルハン大王令旨」9 行目の最下部のように、文字を詰めて前行に刻されている可能性、23 行目が厳密に 7 文字しか刻されていない可能性がある。